

5 弥監公表 第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及の規定に基づき行政監査(財政課)を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年5月30日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 佐藤 高 清

令和5年度
行政監査結果報告書

庁舎管理のあり方について

令和5年5月30日

弥富市監査委員

令和5年度 行政監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

監査委員による監査実施日

令和5年4月28日（金） 午前9時30分から午前10時まで

3 監査の対象

総務部財政課 管財グループ

庁舎管理のあり方について

4 監査の方針及び方法

庁舎管理事務について、令和2年5月7日から新庁舎になり、概ね3年経った現状を確認し、その業務の合理化に努めているかを監査した。庁舎管理業務のうち、当直勤務が適正に行われているかを監査した。本市においては、閉庁日の当直業務を職員2名で行っている。概ね49歳以下及び課長補佐以下の本庁配属の職員が行っており、職員の負担軽減及び、働き方改革、業務改善の観点から全職員を対象に調査を行い、監査の対象所属長から説明を求め、質疑応答形式で監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

監査を実施した結果、庁舎管理事務、インフォメーション業務、警備業務委託、電話交換業務、電気保安業務、清掃業務委託、契約等の事務は正確に処理されていた。また、庁舎管理の一環として、新型コロナウイルス対策で庁舎内に設置されている体温計について、電池切れで一部作動していない機器が見られたものの、法令等に基づきおおむね適正に執行されていた。その他、駐車場の管理については、随時見回りを行い、無許可の駐車に対しては警告を行うなど適正な管理がされていた。展望休憩スペースの管理については、冷暖房期間でない期間であっても室温の状況に対応して冷暖房を入れ、室温の目安を冷房時期は28度、暖房の時期は20度として適切に管理されていた。また、展望休憩スペース内に置かれたペットボトルのゴミ箱についても、ゴミ箱からあふれることがないように、回収ボックスを増やし、回収の頻度を増やすなど、清潔を保つよう管理されていた。

当直勤務について、半年に1回の頻度で職員に割り当てられているが、戸籍の事務に不慣れな職員も多いため、効率的に市民にサービスを提供できているとは言い

難く、閉庁日の様々な問い合わせに対応しなければならない職員の負担は大きいと見受けられる。また、労働基準法第36条第4項の規定において、時間外労働の上限は原則45時間となっているが、月45時間以上時間外勤務を行っている職員にも一律に割り当てられており、勤務の交代ができる仕組みはあるものの、月45時間以上時間外勤務を行っている職員に対しての配慮は見受けられない。

他の自治体では外部委託により、職員の当直勤務を廃止する動向も見受けられるので、本市でも、働き方改革の推進及びワークライフバランスの観点から、現在の当直勤務のあり方について見直すことを要望する。

令和5年5月30日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 佐藤 高 清